

(第1回変更) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 7年 2月 21日
契約業者名	阪神高速技研(株)
契約業者の住所	大阪府大阪市北区中之島3-3-23
業務の名称	阪神高速道路マイナンバー収集等業務(2024年度)
業務場所	阪神高速道路株式会社が指定する場所
業務種別	役務提供等
業務概要	平成28年1月から社会保障、税、災害対策の行政手続で必要とされる特定個人情報(通称マイナンバー。以下「マイナンバー」という。)について、平成27年10月以降に国民全員に通知されることからその特定個人情報を会社で収集する必要がある。このマイナンバーは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)にて適正に取り扱うよう定められており、遵守していない場合には法令違反と判断される可能性がある。そのため、番号法のガイドラインに沿ったマイナンバーについての適切な取り扱い(物理的安全管理措置・技術的安全管理措置)にて社員(役員、嘱託社員及び契約社員を含む。以下「社員」という。)及びその扶養親族並びに当社が指定する者のマイナンバーを収集・本人確認を行い、収集したマイナンバーの各種システム(給与システム及び法定調書システムへの登録を目的とするものである。
業務期間(自)	令和 6年 3月 16日
業務期間(至)	令和 7年 3月 31日
契約金額	2,673,000 円
変更金額	22,000 円 減
変更後の契約金額	2,651,000 円
変更理由	別紙のとおり

※金額は、税込みである。

変更契約理由書

阪神高速道路マイナンバー収集等業務（2024年度） 第1回変更

- ・経費率の変更に伴い、業種別単価の変更を実施。

以上